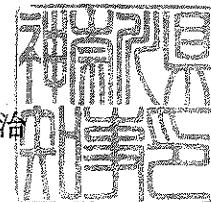


資料7

水第 2024 号
令和4年2月16日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



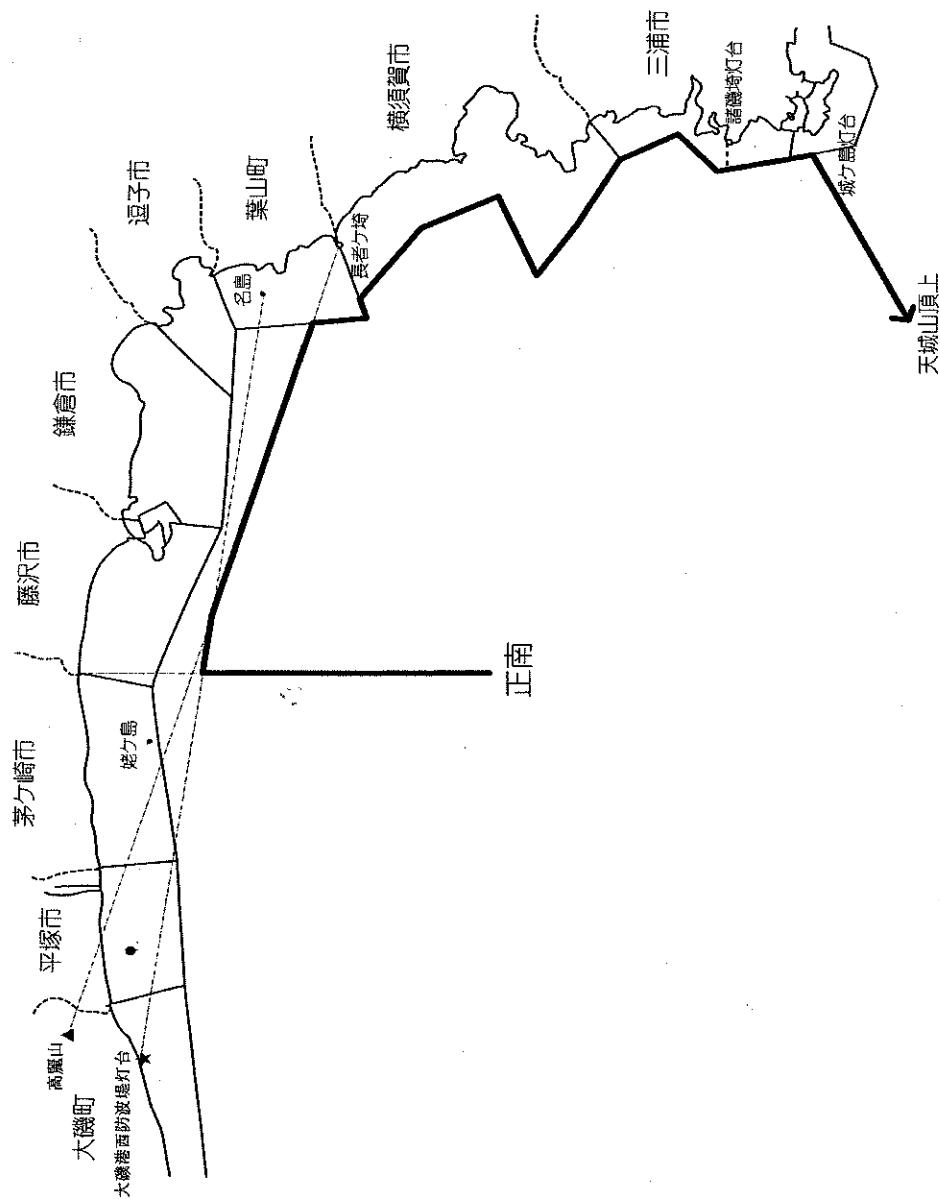
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間	漁業時期	許可又は起業の認可をする漁業者（人）	許可第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業をすべき期間	許可の有効期間
漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	業者資格	申請期	請期
ひらめ 一枚網漁業	三浦市三崎町城ヶ島灯台と 静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、 茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南 の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大 磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島 頂上と大磯港防波堤灯台との見通し線の交点及び大 磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並 びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	定めなし 1	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横須賀市長根井に漁業根拠地を有している者	令和 4 年 2 月 28 日から同年 3 月 2 日まで

操業区域

三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



かれい、 すずき、 めばる 一枚漁業	1 定めなし	三浦市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、下記点Aから点Bを結んだ線の延長線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号、共第2号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市海岸線との交点より正東の線から、下記点Aから点Bを結んだ線の延長線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号、共第2号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。 点A 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上 点B 共第3号と共第4号の境界の最東端	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1)すざきを目的とするもの9cm以上 (2)めばるを目的とするもの6cm以上 2. 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	同上	許可日から令和8年7月31日まで
くるま えび 一枚漁業	1 同上	共第2号共同漁業権の漁場の区域。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	なし	同上	許可日から5年間	